

意見書

平成 25 年 3 月 18 日

総務省 総合通信基盤局
電気通信事業部 料金サービス課 御中

郵便番号 〒105-0001
住所 とうきょうとみなとくらのもん
東京都港区虎ノ門4-1-28
名称 にほんつうしんかぶしきがいしゃ
日本通信株式会社
だいひょうとりしまりやくしゃちょう さんだせいじ
代表取締役社長 三田聖二
連絡先
電話番号
電子メールアドレス

「モバイル接続料算定に係る研究会」報告書(案)に関し、別紙のとおり意見を提出します。

別紙

モバイル接続料算定に係る研究会報告書(案)につき、以下の通り意見を述べさせていただきます。

詳細は次頁以下の別紙 1 に示すとおりであり、本報告書案の全体的な方向性は現時点においては合理的な判断と考えられ、賛成します。一方、実態と乖離がある部分の表現修正を要望致します。

別紙 1 では、表現修正を要望する根拠のみならず、その基本となる当社の考え方も示しました。また、本研究会において明示的には議論されなかったデータ通信接続料の実態について具体的な数値も示しながら問題点を指摘しました。この点につき、検討課題として報告書に明記することを要望致します。

1. 第 1 章 モバイル接続料算定の適正性向上に向けた基本的な考え方

ウ モバイル市場の環境変化と課題 について(7 頁)

本報告書案は、本項において次の 4 点を指摘しています。

- 1) モバイル市場の重要性・必要性がさらに高まっていること
- 2) 携帯電話市場が指定電気通信事業者 3 社による寡占状態になっていること
- 3) MVNO の重要性が高まっていること
- 4) モバイル接続料を巡って、特に相互に接続料を支払い合う関係にある MNO 間で紛争が生じていること

即ち、重要性が高まっているモバイル市場において、MNO 間の不要な紛争を未然に防ぐ手段の導入と MVNO を活用したモバイル市場の活性化が、今後の我が国の情報通信政策に重要であり、これらを実現すべくモバイル接続料に係る研究会が開催されたと理解されます。

この MVNO については、2007 年の総務大臣裁定後、多種多様な MVNO が誕生し、無線周波数の有限希少性などの側面から少数寡占となりがちなモバイル市場において、MVNO の市場参入をも梃子として競争環境が少しずつ整い、徐々にではありますがサービスの多様化、価格の低廉化が進展してきたと言えます。このように、MVNO はモバイル市場の活性化に寄与してきたと考えられますが、その反面、携帯電話市場全体における MVNO シェアは依然低いままであり、その大きな要因の一つは接続料金が実態として値上げとなっているからと考えられます。その実例は以下に述べるとおりです。

本報告書案 36 頁に、MNO の接続料の経年変化の状況が記載されています。この表によれば、NTT ドコモのレイヤー 2 接続の場合の 2008 年度接続料は 12,671,760 円(10Mbps 当たり、月額)であるところ、2011 年度接続料は 4,843,632 円(同上)となっており、接続料は大幅に低減されているとの評価も見受けられます。

一方、2008 年度の NTT ドコモネットワークにおける平均通信速度は 666kbps(注 1)、2012 年度の測定では 3.87Mbps(注 2)との結果が報告されており、その間通信速度は約 5.8 倍になっています。このことから、MVNO が NTT ドコモと同等のサービスを実現するには 2012 年度においては約 5.8 倍の帯域が必要であり、金額に換算すれば、2012 年度には、4,843,632 円 x 5.8 = 約 2,809 万円(10Mbps 当たり、月額)の支払いが必要であることを意味しています。即ち、同等のサービスを実現するための接続料は、約 1,267 万円から約 2,809 万円に大幅値上げされていることとなります。

一方、2008 年度及び 2012 年度の NTT ドコモのデータ通信料金(定額制)は FOMA サービスでの比較においてはともに最大でも 10,500 円とほとんど変わっておらず、また期間中に開始された、より高速な LTE 通信サービス「Xi」については 2012 年度におけるデータ通信料金(定額制)は最大で 7,980 円と、2008 年度 FOMA サービス料金と比較して値下げとなっています。

つまり、同等のサービスを提供するための接続料は大幅値上げになっているが、NTT ドコモ顧客向け提供料金はほぼ一定、あるいは値下げとなっているというのが現実です。

この事実は、原価等の測定年度の議論のみならず、自社向け原価と接続事業者向け原価が異なっている可能性、原価割れ販売の可能性、あるいは 3G ネットワークと 4G ネットワークの間で不明瞭な原価配分を行っている可能性など、様々な疑念や矛盾が存在する可能性を示唆しています。本研究会ではこの点について体系的な検討がなされませんでした。このようなデータ接続料と密接に関連する根本的な問題を解明するために、本研究会で扱った 5 つの課題以外に重要な問題が存在すること、及び総務省がそれらを直ちに解明することを報告書に付記することを要望します。

(注 1) 日経トレンディ 2007 年 6 月号の NTT ドコモサービスに関する部分を参照の上、平均値を算出

(注 2) 日経トレンディ 2012 年 10 月号の NTT ドコモサービスに関する部分を参照の上、平均値を算出

NTTドコモ通信サービスの通信速度、料金に対する接続料の遷移

	2008年	2012年
平均通信速度	666 Kbps	3.87 Mbps
料金	10,500円 <small>(定額データプランHIGH-SPEED上限金額)</small>	10,500円 <small>(定額データプランスタンダード上限金額) (参考) Xiデータプラン2上限金額: 7,980円</small>

MVNOがNTTドコモと同等のサービスを実現するには、5.8倍の帯域が必要

接続料	1,267万円/10Mbps	2,809万円/58Mbps <small>(484万円/10Mbps × 5.8)</small>
-----	----------------	---

実質的には大幅な値上げ

2. 第 2 章 各課題の検討

5. データ接続料の算定 について(29 頁)

本研究会は、2011 年の「ブロードバンド普及促進のための環境整備の在り方」の答申を受け、特に第二種指定電気通信設備を設置する事業者(以下、「第二種指定電気通信事業者」と略記)に対し、電気通信事業法第 34 条が定める事後規制の考え方に照らして、総務省が従来行ってきた審査基準を、検証性や公平性確保の観点から、必要に応じてより明確にするものです。

従前より総務省は電気通信事業に関する管理監督を事業法に基づき行ってきたところ、本研究会で扱う課題は、その実例が多数あり一定の議論もなされてきたが、問題が解決されず、かつかかる問題の影響が大きくなっているため、考え方を整理する必要がある課題であるべきです。本報告書案にも記載されている MNO 間の紛争に関わる問題はその良い実例であり、単に MNO 間の問題にとどまらず、利用者に直接関係する問題であることから、研究会において議論され整理される必要があります。

本報告書案は、「設備区分別算定」、「移動電気通信役務収支表と二種指定ガイドライン別表第 2 の関係」、「原価の範囲」、「利潤」の 4 つの課題について考え方(方針論)を示していますが、これらはまさに上述の例に該当し、これらを本研究会において扱うことは極めて適切な判断であり、その結果も合理的であると考えます。

一方、これを踏み出して、実例が少ない、または、発展途上であり議論すべき点が多々ある課題に対して先回りした整理を行うことは、事業法第 34 条が定める事後規制の考え方に抵触し、事前規制に該当する可能性もあることから、慎重な判断が必要です。本研究会のテーマの一つである「データ接続料の算定」はまさにこの状態にある課題であり、この点を本研究会が検討課題の指摘にとどめた点は、事業法の考え方とも合致した適切な判断であったと考えます。

以上のとおり、現時点においては、本報告書案の全体的な方向性は適切であると考えます。

一方、原点に立ち戻って考えると、本報告書案に記載されているような課題について、事業者間紛争の発生、発生可能性、またはそれに類する状況を契機として議論を行い整理せざるを得ないという仕組みは、事業法第 34 条の規定に不明確な部分があり、その不明確さ故に、問題が発生するたびに総務省がそのルール作りを研究会等の外部機関に委ねなければならない、という点に端を発していると思われます。即ち、事業法 34 条が規定する事後規制の考え方は、概念としては理解できるものの、そ

の運用には相当な曖昧性が残り、そのことが不要な紛争等の可能性を生み出していると考えられます。

第二種指定電気通信事業者 3 社の市場寡占化が問題視されていることも鑑み、事業法を改正し、第二種指定電気通信事業者に対しても第一種事業者と同等の事前規制の枠組みを適用することを強く要望致します。

3. 第 2 章 各課題の検討

5. データ接続料の算定 (1) データ接続料の需要 について(29 頁)

本項目では、帯域幅料金の考え方は単純なものではなく多数の具体的論点があること、その具体的な内容に関する当社の考え方、過去においても関係者間で相当な議論がなされたが、必ずしも共通理解に立っているものとは言えないこと、従って、研究会等における結論導出は時期尚早であることの具体的根拠の例を示します。これらは次項で述べる「ISP 側総帯域を用いる考え方が適当という MNO 見解」が誤りであることの根拠を示すものでもあります。

本報告書案で議論されているデータ通信接続料に関する帯域幅課金方式を議論する場合、その基本となるのはキャパシティに対する考え方です。キャパシティは、そのシステム(ここでは通信ネットワーク)が単位時間あたりにどの程度の処理(ここでは信号伝送処理)ができるかを表現する概念です。本研究会でも取り上げられた(総)帯域幅がこのキャパシティを正確に表現していないことは、例えば同じ装置(交換機など)に、より高速の回線を繋いでも、その装置の処理能力まで回線速度を増やすことができるという事実からも、直感的に理解できることです。このことは、帯域幅を接続料計算に用いるという手法は、キャパシティを近似的にしか表していないということを意味しており、本研究会でのデータ通信料の議論は、近似値の精度を議論しているに過ぎないと言えます。

現状、一般的には MNO のネットワークにおいて、基地局側設備の投資額はネットワーク投資額全体の 9 割を占めていると言われていています。この投資金額が相対的に大きいという事実と、無線エリア構築の難しさ(例えば、基地局設置場所の選定など)から、基地局側設備の投資サイクルは必然的に長くなります。一方、ISP 側装置は投資額が相対的に小さく、また MNO のデータセンター内に設置される設備であって、その増設撤去を比較的容易に実施できることから、投資サイクルは基地局側設備に比べ短くなります。このように、基地局側設備と ISP 側設備は同じ網内設備でありながら、投資額も投資サイクルも異なる側面を有しており、それに付随する帯域も、異なった性質を有しています。

本報告書案には、全基地局の伝送容量の総和を用いる考え方など3つの考え方が示されています。このうち、全基地局の伝送容量の総和を用いる考え方により計算するということは、仮に基地局側が余剰設備を抱えざるを得ないにしても、接続料計算に用いるネットワーク原価の大部分を占める基地局設備並びに基地局側帯域幅に着目して接続料を計算する手法は、原価も総帯域幅もネットワーク全体を“擬制”するという観点から、使用に耐えうる近似値を与えると解釈できます。これとは逆に、ISP側総帯域幅を用いる考え方で計算する方法は、MNO の意思で比較的容易に増減が可能な帯域幅で接続料を定義することになり、言わば矮小化された値になるという側面を有しています。

当社は、2007年11月の総務大臣裁定を挟み、関係者と長期に渡り帯域幅料金の在り方について相当な議論を重ねてきました。具体的にはキャパシティの捉え方、ネットワークの最適性、キャパシティと帯域幅の関係などについて議論を行ってきましたが、課題は多岐にわたることが明確になりました。引き続き、MNOとMVNOの間で接続に関する様々な協議を持つことで、より多くの事例を積み重ね、これらの課題を解明していく必要があります。以下では、今後も必要な議論の項目の一部について当社の考え方を示しますが、本項で述べるこれらの点に代表される課題について、さらなる議論や事例の積み重ねが不十分であることが現時点での結論導出が時期尚早であると考えます。

・ネットワークの最適性に関する議論

事業法 34 条は、第二種指定電気通信事業者のネットワークが「能率的な経営の下における」ネットワークであること、即ち最適なネットワークであることを前提としています。本報告書案ではこの点について触れていませんが、議論の前提として、MNO のネットワークが最適ネットワークか否かの検証が必要です。本報告書案 32 頁、脚注 15 は、下流の設備(基地局等)が上流の設備(交換局等)に対して、必然的に余裕があるとしています。自網内折り返しがある回線交換接続と異なり、現在のところ自網内折り返しがないパケット交換ネットワークにおいてはその余裕度差は遥かに小さいはずであるところ、パケット交換ネットワークにおいてもその差は大きいと言われています。一方、誰もが体験できる例を挙げれば、LTE サービスにおいて、端末の最大処理速度が 75Mbps などと謳われているところ、明らかに通信トラフィックが少ないと思われる地域において、10Mbps に満たない速度しか体験できないことは、ネットワークの最適性を疑わざるを得ない事例です。このネットワーク最適性の議論なしに需要の議論をするのは無理があると考えます。

・MVNO 通信トラフィックが“余剰設備”を使っている可能性

携帯電話契約数が 1 億 3000 万を超える中、MVNO 契約数は 5%未満と推定され、この通信トラフィックのすべてまたは大半が新たな設備投資を必要としているかどうかは定かではありません。この傾向は、小規模の MVNO ほど強いことも事実です。“遊休設備”を使用して MVNO トラフィックが処理され

るのであれば、自ずと原価に対する考え方は異なってきます。本報告書案では、過剰な設備投資の可能性が議論されていますが、実際に、MVNOの通信トラヒックのために投資構築した設備及びその金額の実態が定かでない中、さらなる接続料原価の議論が必要であると考えます。

・伝送容量の「保証」について

本報告書案 31 頁には、「帯域幅課金方式」は電気通信設備上で MVNO に保証された伝送容量に対して課金する方式と解することが適当である」と記載されています。しかしながら、このような「保証」がなされているかどうかについては、大きな疑問があります。MVNO 通信トラヒックと MNO 通信トラヒックの対等性を考えるならば、先に占有した通信トラヒックにより MNO も MVNO も「保証されない」状態の方がより現実の運用に即していると考えます。そうであれば、MVNO が利用する ISP 側帯域は「保証されない最大利用可能帯域」であり、この帯域幅を持って需要とすることは不公平です。この点が勘案されていないため、ISP 側帯域を用いることは、MNO 側に有利な需要の定義になります。

・全基地局の伝送容量の総和と無線区間(移動局と基地局間)における伝送容量の総和の差

本報告書案の「全基地局の伝送容量の総和を用いる考え方」は、基地局設備から無線制御装置に向かう回線の伝送容量の総和を基にした考え方ですが、この伝送容量の総和と無線区間(移動局と基地局間)における伝送容量の総和には大きな差があると思われます。この点を検証しておくことは、無線周波数有効利用の観点からも重要であり、仮に、両者に大きな差があるとすれば、別の有力な案として、無線区間の伝送容量の総和を基礎として算出する方法も取り上げられるべきです。このような可能性も検討課題の一つであることから、本報告書案では、現時点での方向性提示は時期尚早と結論づけたと考えられます。

4. 第 2 章 各課題の検討

5.データ接続料の算定 (1)データ接続料の需要 2 主な意見 について(30 頁)

第 3 項で述べたことから、ISP 側総帯域幅を用いる考え方が適当という MNO の見解は、誤りであると考えます。

5. 第 2 章 各課題の検討

5.データ接続料の算定 (1)データ接続料の需要 2 主な意見 について(31 頁)

「MVNO の立場から、ISP 側総帯域幅を用いる考え方も一つの考え方であり概ね合理的」とする見方について、一部の MVNO がこのような意見提起を行ったとしても、このような見解は MVNO の代表的な見

解ではなく、異なった複数の見解があると認識しています。第 4 項で述べたとおり、当社は ISP 側総帯域幅を用いる考え方は誤りであるとの見解であり、この部分に、「ISP 側総帯域幅を用いる考え方は誤りであるという見解もある」ということが付記されることを要望します。

6. 第 2 章 各課題の検討

5. データ接続料の算定 (3) データ接続料算定の基礎となる実績値の測定年度 3 検討 について (36 頁)

接続料算定の基となる実績値について、本報告書案 36 頁において、「当年度の低い原価を視野に置いた事業展開が可能な MNO と比較して、MVNO は競争上不利な状態に置かれている可能性がある」とし、MNO と MVNO 間の原価の認識が対等になっていない可能性を指摘したことは、本議論を進める上で、大きな前進であると言えます。

MNO が自社しか知りえない当年度原価や将来原価を利用して自社の契約者料金を決定している可能性が高い中、前年度原価しか知りえない(しかもその開示時期は当年度の年度末に近い時期である) MVNO との間で不公正な競争環境を助長する大きな要因そのものであることから、可及的速やかに当年度原価(またはそれに類する原価)の適用及び速やかな情報開示がなされることを強く要望します。この点につき、総務省が早期に関係するガイドラインを整備するとともに、MNO においても新たなガイドライン等の策定を待たず、迅速に実施されることを強く望みます。

7. 第 2 章 各課題の検討

6. その他の課題 (1) 暫定値を用いたデータ接続料の精算方法について(37 頁)

本報告書案において、接続料確定までの間の暫定値として前年度接続料を使用することは望ましいこととは言えず、MNO は合理的な予測値を採用することが望ましいとの考え方が示されていますが、接続料の年毎の下落幅の大きな状況において前年度の接続料を使用することは、MVNO の事業遂行に大きな制約を与えかねないことから、この考え方に賛成すると共に、速やかな改善を要望致します。

8. 本報告書案で議論されなかった接続に関するその他の課題について

本研究会では議論されませんでした。接続料算定に係る課題のほかに、MNO と MNO の間又は MNO と MVNO の間の接続に関する重要課題が多々残っています。例えば、従来から総務省の各種研究会等で議論されてきたような、アンバンドル化に関する問題(HLR 接続機能、パケット着信機能など)、

新たな接続に係る開発費の負担や開発期間の問題、さらに MNO-MVNO 間のシステム連携に関する課題などの重要課題についても、ほとんど進展が見られていません。

例えば、MVNO が通信回線を開通する際、MNO の回線開通関連設備と MVNO の顧客管理システムの連携が人手を介さずに実現実施されるのが理想であるところ、我が国においては、このような要望はなかなか実現されません。一方、当社米国子会社とレイヤー2 接続を行なっている米国大手携帯電話事業者との間では、既にシステム連携が実現されています。即ち、両者間の協議により、MNO から連携インターフェース(“API”)の開示が無料かつ速やかになされ、この API を介して両者のシステムは短期間のうちに完全なシステム連携がなされた事実があります。

このことは、本意見書案でも述べられているとおり、総務省がモバイル市場における公正な競争環境を整備し、MVNO の新規参入の促進、発展を促し、ひいては情報通信分野の発展が幅広い産業・社会分野へ波及することにより我が国成長のエンジンとして機能させようと推し進めているにもかかわらず、我が国の MNO が、それを阻害しようとしているとの誤解すら招くものであり、国際競争力の観点からも望ましいことではありません。

これらの点及び本報告書案において示された各種方針が、新たなガイドライン等の策定を待たず、迅速に実施されることを総務省及び MNO に強く期待します。

以上